

性能評価申請用提出図書作成要領

(十四号用)

[注意事項]

※性能評価申請用提出図書は、A4 判縦使いとし、差し替え可能なファイルを使用して下さい。なお、A4 判に納まらない図面等は、A3 判の折り込みでも結構です。

※提出図書には頁を付し、冒頭には目次を作成し、その頁を付して下さい。

※必要に応じて項目毎にインデックス頁を差し込んで下さい。

※参考資料は目次に項目を記載し、項目毎にインデックス頁を差し込んで下さい。

※文字は、原則として全てワープロ打ち (Word) とし、図面等は鮮明なものを使用して下さい。なお、申請図書は電子データで提出していただく場合があります。

■表紙及び背表紙

・ファイルの表紙及び背表紙には以下の内容を記入してください。

- ① 件名
- ② 申請者 (会社名)
- ③ 性能評価書発行年月日 (性能評価書発行後記入して下さい)
- ④ 性能評価番号 (性能評価終了後記入して下さい)

GBRC 建評-〇〇〇〇
件名 件名を記入
平成〇年〇月〇日
申請者 〇〇〇〇〇〇

表紙

GBRC 建評-〇〇〇〇
件名を記入
平成〇年〇月〇日
申請者 〇〇〇〇〇〇

背表紙

■目 次

- ・性能評価申請用提出図書全体の目次を付して下さい。

例)

<u>目 次</u>	
1. 構造名	… 別添○頁
2. 適用条件	… 別添○頁
3. 寸法及び形状等	… 別添○頁
4. 材料構成	… 別添○頁
5. 構造説明図	… 別添○頁
6. 施工方法等	… 別添○頁
7. 構造及び作動機構の概要	… 別添○頁
8. 評価	… 別添○頁
9. 申請者連絡先	… 別添○頁
参考資料一覧	
参考資料1	○○○
参考資料2	○○○

1. 構造名

○○○○○

2. 適用条件（設置場所その他当該防火設備についての設置について条件があれば記載）

(記入例)

- (1) 本申請の構造方法は、建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備（EA-●●●●）とする。
- (2) 煙感知器又は熱煙複合式感知器は、消防法（昭和23年法律第186号）第21条の2第1項の規定による検定に合格したものである。
 - 1) 煙感知器又は熱煙複合式感知器から信号を受けた場合に自動閉鎖装置に起動信号を与えるもので、随時、制御の監視ができるもの。
 - 2) 火災による熱により機能に支障をきたすおそれがなく、かつ、維持管理が容易に行えるもの。
 - 3) 連動制御器に用いる電気配線及び電線が、次に定めるものであるもの。
 - (i) 昭和45年建設省告示第1829号第二号及び第三号に定める基準によるもの。
 - (ii) 常用の電源の電気配線は、他に電気回路（電源に接続する部分及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第3項第一号に規定する自動火災報知設備の中継器又は受信機に接続する部分を除く。）に接続しないもので、かつ、配電盤又は分電盤の階別主開閉器の電源側で分岐しているもの。
- (3) 連動制御器は、以下の要件を満足するものとする。
 - 1) 煙感知器又は熱煙複合式感知器から起動指示を受けた場合にスクリーンを自動的に閉鎖させるもの。
 - 2) 自動閉鎖装置に用いる電気配線及び電線が、上記(3)の3)に定めるものであるもの。
 - 3) 自動閉鎖装置は連動機構・装置等自主評定委員会で評定を取得しているものであるもの。
- (4) 自動閉鎖装置は、以下の要件を満足するものとする。
 - 1) 連動制御器から起動指示を受けた場合にスクリーンを自動的に閉鎖させるもの。
 - 2) 自動閉鎖装置に用いる電気配線及び電線が、上記(3)の3)に定めるものであるもの。
 - 3) 自動閉鎖装置は連動機構・装置等自主評定委員会で評定を取得しているものであるもの。
- (5) 予備電源は、昭和45年建設省告示第1829号第四号に定める基準によるものであること。
- (6) 本仕様用いられる遮煙材については、使用頻度等により所要の性能が損なわれる恐れがある為、十分維持保全を行うものとする。
- (7) 当該防火設備内に物品が置かれると、所要の性能が損なわれる恐れがある為、十分維持管理を行うものとする。
- (8) 当該防火設備で昇降機前等空間の一部を構成する場合、以下の通りとする。
 - ①. エレベーター乗場戸は、建築基準法第2条第九号の二に規定する防火設備とする。
 - ②. 壁及び床は準耐火構造とする。
 - ③. 外気に向かって開くことができる窓及び排煙設備の排煙口にあつては、これを②の壁又は天井に設けることが出来る。
 - ④. 構成する空間の内装の仕上げは準不燃材料とする。
 - ⑤. 構成する空間の幅は昇降路の幅に、柱、はり、パイプスペース等平面計画上必要とするものを加えた最小限の幅とする。
 - ⑥. 構成する空間の奥行きは、エレベーター乗場戸に接した空間の場合で1 m程度、固定された乗降ロビーの場合で4.5 m以内とする。
 - ⑦. ⑤及び⑥における幅及び奥行きは、非常用エレベーターの避難階における乗降ロビーにあつては、消防隊の活動に必要な大きさとする事が出来る。
 - ⑧. エレベーター一列の台数は、6台までとする。
 - ⑨. 構成する空間を使って避難経路とする場所へは使用できない。但し非常用エレベーターの乗降ロビーを特別避難階段の付室と兼用する場合は避難経路として計画することが出来る。

⑩. 当該防火設備を使った空間構成の代表例を以下のバリエーション図に示す。

バリエーション図：

防火設備が作動したとき形成される空間の奥行きが 0.3m 以内の場合、0.3m～1.0m 程度の場合、1.0m 以上の場合に分けて代表的な空間構成について簡単な図面で説明して下さい。

3. 寸法及び形状等

- 仕様を構成する要素のうち、遮煙試験が必要であるもの等申請上特に重要と考える要素について、その代表的な寸法について記載して下さい。

○番号を付ける

(寸法単位：mm)

項目	仕様
①開口幅 (W)	○○○以下
②開口高 (H)	○○○以下

- 最大寸法等についてその値が他の寸法と関連して決定される場合は、その関係がよくわかるように表等で表現して下さい

4. 材料構成

申請仕様を構成する要素のうち、遮煙試験が必要であるものなど申請上特に重要と考える要素について、その代表的な構成材料についてその材質、品質、規格等を記載して下さい。

例)

1) 主構成材料

(寸法単位：mm)

項目	仕様
①扉表面材	溶融亜鉛めっき鋼板 ・規格 JIS G ○○○ ・厚さ 1.6 \pm 0.24 以上 ・表面塗装 ・種類：1)～3)のうち、いずれか一仕様とする 1) アクリル系 2) ウレタン系 3) フッ素系 ・有機質量 100g/m ² 以下
②枠	溶融亜鉛めっき鋼板 ・規格 JIS G ○○○ ・厚さ 1.6 \pm 0.24 以上 ・表面塗装 ・種類：1)～3)のうち、いずれか一仕様とする 1) アクリル系 2) ウレタン系 3) フッ素系 ・有機質量 100g/m ² 以下
③ガイドレール	一般構造用圧延鋼材 ・規格 JIS G ○○○ ・厚さ ○○以上
④扉補強材	一般構造用圧延鋼材

項目	仕様
	<ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇以上
⑤まぐさ	一般構造用圧延鋼材 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇
⑥巻き取シャフト	一般構造用炭素鋼管 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇 ・寸法 〇〇
⑦ブラケット	一般構造用圧延鋼材 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇
⑧カバーケース	一般構造用圧延鋼材 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇
⑨幕板	一般構造用圧延鋼材 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇

2) 副構成材料

(寸法単位 : mm)

項目	仕様
①遮煙材	クロロプレンゴム <ul style="list-style-type: none"> ・使用量 〇〇g/m
②丁番	冷間圧延鋼板 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇 ・寸法 厚さ〇 長さ〇
③マグネット	フェライト磁石
④開閉機 (手動及び電動)	[1] アルミニウム合金ダイカスト <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS 〇〇〇 [2] 熱間圧延軟鋼板 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇 [3] 一般構造用圧延鋼材 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇
⑤閉鎖装置 (自動及び手動)	[1] 自動閉鎖装置 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) 冷間圧延鋼板 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇 (2) 冷間圧延ステンレス鋼板 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇 [2] 押しボタンスイッチ付き手動閉鎖装置 熱間圧延鋼板 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇
⑥自重ストッパー	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) 一般構造用圧延鋼材 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇 (2) 機械構造用炭素鋼鋼材 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇
⑦座板化粧	ステンレス製 <ul style="list-style-type: none"> ・材質 〇〇〇 ・寸法 〇〇〇

併用して使用する場合
[]を用いて記述する

2種類以上の仕様を選択して使用する場合
()を用い、左文を記載する

項目	仕様
	<ul style="list-style-type: none"> ・厚さ ○○○
⑧危害防止装置	<ul style="list-style-type: none"> ・材質 ○○○ ・寸法 ○○○ ・厚さ ○○○

5. 構造説明図

申請仕様を構成する要素のうち、遮煙試験が必要であるものなど申請上特に重要と考える要素について、平面図、断面図、姿図、断面詳細図、平面詳細図等によりその構造を図面で説明して下さい。

特に遮煙上重要な防火設備端部の納まりや遮煙材の端部納まりがよくわかるように詳しく図示して下さい。
図には後の引用の為に図番をつけて下さい。

3. 寸法で記載されている各寸法の測り方及び4. 材料構成で記載されている各要素がどの部分にどのような方法で使われているかについて、わかりやすく図示して下さい。

また作動装置を作動させるためのスイッチ等の位置、操作方法が明記されたことがわかる写真、図面等、その他業務方法書に記載された評価を行う上で重要な部分の詳細図を記載して下さい。

図の左隅に「寸法および材料構成は3および4のとおり」という記述と申請仕様以外の部分には※マークをつけて「※評価対象外」という記述を書き入れて下さい。

6. 施工方法等

申請仕様を構成する要素のうち、遮煙性能を担保する部分など、申請上特に重要と考える要素等について、その取り付け方法など他の部分との取り合いを中心に防火区画、遮煙性能が確実に形成されていることを施工図に図示して下さい。

〈施工手順〉

施工手順を墨出しから検査まで順に記述して下さい。

当該防火設備が十分作動性能等を発揮するよう確実に施工されることをわかり易く説明して下さい。

例)

施工は以下の手順で行う。

- 1) 取付工事
 - a. 墨出し
 - ①
 - ②
 - b. 軸受け取付
 - c. ガイドレールの取付
 - d. 巻き取りシャフトの取付
 - e. 開閉機の取付
 - f. まぐさの取付
 - g. ケース留め材、ケースカバーの取付
 - i. 押しボタンスイッチ付き手動閉鎖装置、自動閉鎖装置の取付
- 2) 調整
 - a. シャッターの調整
 - b. 開閉機の調整
- 3) 検査

7. 構造及び作動機構の概要

7. 1 構造及び作動機構

・構造説明図及び施工図を引用しながら申請仕様を構成する要素のうち、遮煙性能を担保する部分など、申請上特に重要と考える要素についてその構造と作動機構について文章で説明して下さい。

・**危害防止装置の構造と作動機構について、構造説明図及び施工図を引用しながら文章で説明して下さい。**

例)

構造説明図、施工図及び表示図を図○～図×に示す。鋼製戸の構造概要は、躯体に強固に取り付けられた枠にヒンジクローザーを介して親扉を設置し、親扉の戸先部にヒンジクローザーを介して子扉を設置する。

ヒンジクローザーは適切な位置へ取り付けられるように製造過程で管理されているため、枠と親扉、親扉と子扉、子扉と枠の隙間は適切な位置関係を保つように構成されている。

鋼製戸は、各扉の四周に配置された気密材により所定の気密性を確保し、ヒンジクローザーの閉鎖力と子扉の戸先に設けたケースロック（ラッチ付）により、室内外の圧力差で扉が開くことがない構造とする。

作動機構は、自動閉鎖装置の煙感知器からの電気信号の受信または、扉を手動で閉鎖（扉を手で引っ張ることで、自動閉鎖装置のロックが解放する。）することにより、自動閉鎖装置のロックが解放し、扉に設置されたヒンジクローザーの閉鎖力により、閉鎖する構造になっている。

避難時は、子扉のみを開放して避難する方法と避難開口を大きくとるためにフラット金具を設けて親扉と子扉を一枚扉のように一体として避難開放する方法があり、避難後は、ヒンジクローザーの働きにより確実に閉鎖する構造となっている。避難時の作動方法を促す表示の代表例としては、図○による。

シャッターを併設する場合のシャッターの閉鎖機構については、自動閉鎖装置の煙感知器からの電気信号の受信または、手動閉鎖装置を作動させて閉鎖する方法があり、自動閉鎖装置または手動閉鎖装置を作動させることで、シャッター開閉機のブレーキが解放し、シャッターは自重（座板及びシャッターカーテン等の重量）で閉鎖作動する。手動閉鎖装置は、フローアから800mm～1500mmの操作しやすい場所に設置され、その表示内容の代表例としては、図○による。

7. 2 閉鎖機構

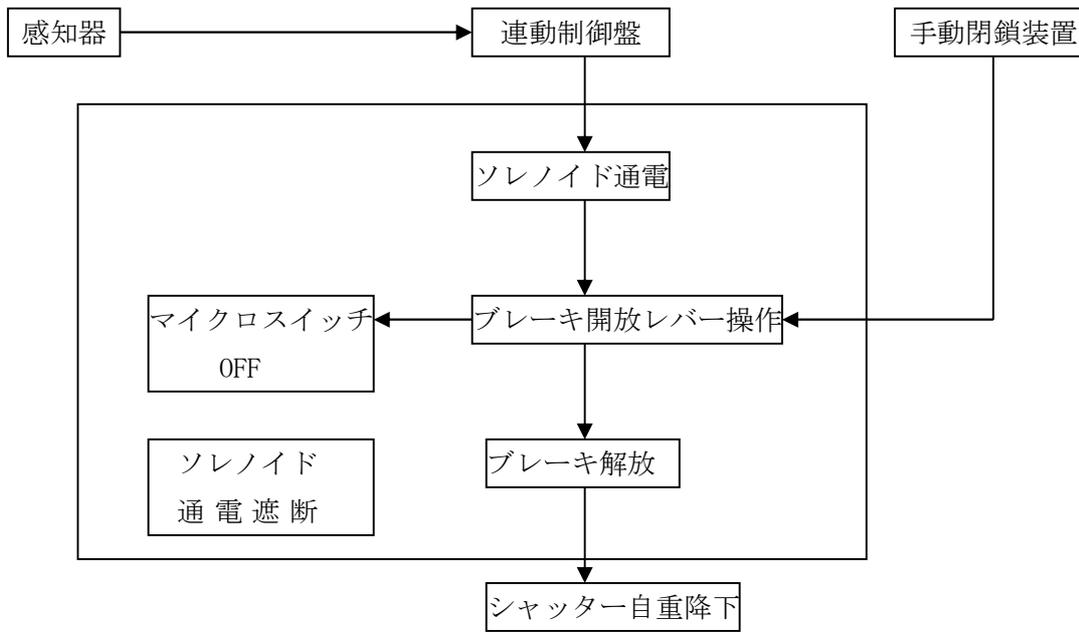
閉鎖機構全体のシステム図及び個々の防火設備の閉鎖機構をシステム図で記載して下さい。

危害防止装置の作動機構について、システム図で記載してください。

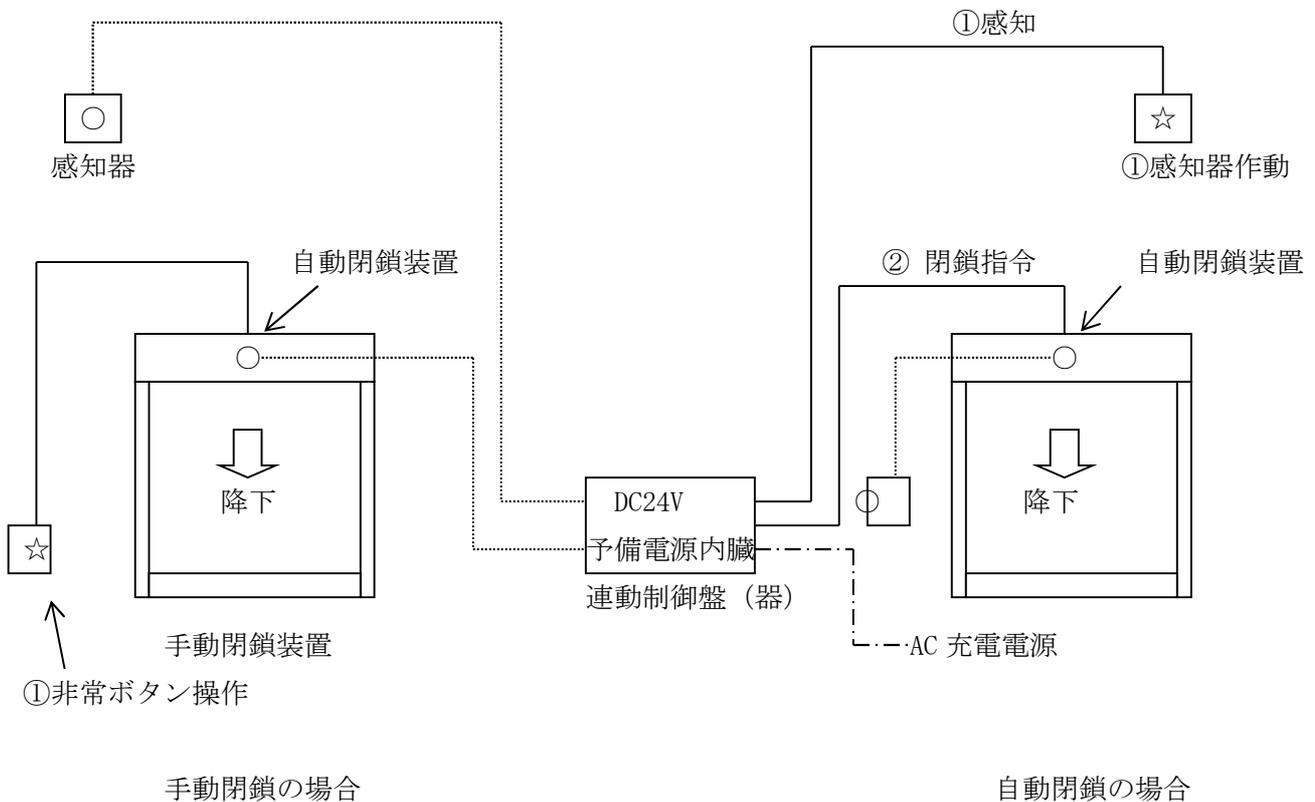
例)

閉鎖機構ブロック図及び閉鎖機構作動説明図を以下に示す。

◎閉鎖機構ブロック図



◎閉鎖機構作動説明図



(別紙)

8. 評価

8. 1 寸法に関する適用範囲

1. 寸法及び形状等

申請仕様の寸法に関する適用範囲を以下のとおりとした。

(寸法単位:mm)

項目	試験体の構造	仕様	試験体の選定理由
開口幅(W)	〇〇〇	〇〇〇以下	仕様の最大
開口高さ(H)	〇〇〇	〇〇〇以下	仕様の最大

2. 材料構成

1) 主構成材料

(寸法単位:mm)

項目	試験体 (遮煙性能)	仕様	試験体の選定理由
①扉表面材	溶融亜鉛めっき鋼板 ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 1.6 ・表面塗装 ・種類: アクリル系 ・有機質量 100g/m ²	溶融亜鉛めっき鋼板 ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 1.6 _{±0.24} 以上 ・表面塗装 ・種類: 1)~3)のうち、いずれか一仕様とする 1)アクリル系 2)ウレタン系 3)フッ素系 ・有機質量 100g/m ² 以下	・仕様と同じ ・遮煙性能上不利となる最小 ・遮煙性能上同等のため一般的な 1) ・遮煙性能上不利となる最大
②枠	溶融亜鉛めっき鋼板 ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 1.6 ・表面塗装 ・種類: アクリル系 ・有機質量 100g/m ²	溶融亜鉛めっき鋼板 ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 1.6 _{±0.24} 以上 ・表面塗装 ・種類: 1)~3)のうち、いずれか一仕様とする 1)アクリル系 2)ウレタン系 3)フッ素系 ・有機質量 100g/m ² 以下	・仕様と同じ ・遮煙性能上不利となる最小 ・遮煙性能上同等のため一般的な 1) ・遮煙性能上不利となる最大
③ガイドレール	一般構造用圧延鋼材 ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇	一般構造用圧延鋼材 ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇以上	・仕様と同じ ・遮煙性能上不利となる最小
④扉補強材	一般構造用圧延鋼材 ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇	一般構造用圧延鋼材 ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇以上	・仕様と同じ ・遮煙性能上不利となる最小
⑤まぐさ	一般構造用圧延鋼材 ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇	一般構造用圧延鋼材 ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇	・仕様と同じ ・遮煙性能上不利となる最小
⑥巻き取シャフト	一般構造用炭素鋼管 ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇 ・寸法 〇〇	一般構造用炭素鋼管 ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇 ・寸法 〇〇	・仕様と同じ
⑦ブラケット	一般構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	・仕様と同じ

試験体選定理由の
最初のページのみ記入

行を合わせて下さい。

2項目以上同じ選定理由の場合、
まとめて記載してください

項目	試験体（遮煙性能）	仕様	試験体の選定理由
ト	<ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様と同じ
⑧カバーケース	一般構造用圧延鋼材 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS〇〇〇 ・厚さ 〇〇 	一般構造用圧延鋼材 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS〇〇〇 ・厚さ 〇〇 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様と同じ
⑨幕板	一般構造用圧延鋼材 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇 	一般構造用圧延鋼材 <ul style="list-style-type: none"> ・規格 JIS G 〇〇〇 ・厚さ 〇〇 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様と同じ

2) 副構成材料

(寸法単位：mm)

項目	試験体の構造	仕様	試験体の選定理由
①遮煙材	クロロプレンゴム ・使用量 ○○g/m	クロロプレンゴム ・使用量 ○○g/m	・仕様と同じ
②丁番	冷間圧延鋼板 ・規格 JIS G ○○○ ・寸法 厚さ○ 長さ○	冷間圧延鋼板 ・規格 JIS G ○○○ ・寸法 厚さ○ 長さ○	・仕様と同じ
③マグネット	フェライト磁石	フェライト磁石	・仕様と同じ
④開閉機 (手動及び 電動)	[1]アルミニウム合金ダイカ スト ・規格 JIS ○○○ [2]熱間圧延軟鋼板 ・規格 JIS G ○○○ [3]一般構造用圧延鋼材 ・規格 JIS G ○○○	[1]アルミニウム合金ダイカ スト ・規格 JIS ○○○ [2]熱間圧延軟鋼板 ・規格 JIS G ○○○ [3]一般構造用圧延鋼材 ・規格 JIS G ○○○	・仕様と同じ
⑤閉鎖装置 (自動及び 手動)	[1]自動閉鎖装置 冷間圧延鋼板 ・規格 JIS G ○○○ [2]押しボタンスイッチ付き 手動閉鎖装置 熱間圧延鋼板 ・規格 JIS G ○○○	[1]自動閉鎖装置 (1)、(2)のうち、いずれか一仕 様とする (1)冷間圧延鋼板 ・規格 JIS G ○○○ (2)冷間圧延ステンレス鋼板 ・規格 JIS G ○○○ [2]押しボタンスイッチ付き手 動閉鎖装置 熱間圧延鋼板 ・規格 JIS G ○○○	[1] 遮煙性能上同等のため(1) ・仕様と同じ [2] ・仕様と同じ
⑥自重スト ッパー	一般構造用圧延鋼材 ・規格 JIS G ○○○	(1)、(2)のうち、いずれか一仕 様とする (1)一般構造用圧延鋼材 ・規格 JIS G ○○○ (2)機械構造用炭素鋼鋼材 ・規格 JIS G ○○○	遮煙性能上同等のため(1) ・仕様と同じ
⑦座板化粧	ステンレス製 ・材質 ○○○ ・寸法 ○○○ ・厚さ ○○○	ステンレス製 ・材質 ○○○ ・寸法 ○○○ ・厚さ ○○○	・仕様と同じ
⑧危害防止 装置	・材質 ○○○ ・寸法 ○○○ ・厚さ ○○○	・材質 ○○○ ・寸法 ○○○ ・厚さ ○○○	・仕様と同じ

8. 3 技術基準との適合性

以下のとおり当法人が制定した防火設備性能評価業務方法書（以下、「方法書」という）「4.2自動的に閉鎖又は作動し、遮煙性能を有する防火設備」に基づいて技術的基準に適合することを確認した。

方法書項目	技術的基準	仕様の内容・評価
4.2(1)	随時閉鎖又は作動するもので、直接手で開閉する以外のものにあつては、次の要件を満足するものであること。	随時閉鎖又は作動するもので、直接手で開閉する以外のものである。
4.2(1)①	作動装置は、材質、構成及び構造等が明らかにされ、防火設備に適切に組み込まれていること。	作動装置は、材質、構成及び構造等が明らかにされ、防火設備に適切に組み込まれていることを確認した。
4.2(1)②	作動装置等を作動させるためのスイッチ等は、手の届く見やすい位置にあること。	作動装置を作動させるためのスイッチ等は手の届く見やすい位置にあることを確認した。
4.2(1)③	操作方法が明記され、その操作は容易であること。	操作方法が明記され、その操作は容易である。
4.2(2)	火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖若しくは作動することについて、次のいずれかによって確認されていること。	4.2(2)①により確認した。
4.2(2)①	煙感知器等の方式により作動する自動閉鎖装置等を用いるものにあつては、別紙「Ⅱ. 作動試験」により、自動閉鎖装置等が作動信号を受信した後直ちに作動すること。	信号を受けて直ちに作動することを確認した。
4.2(2)②	その他のものにあつては、実際のものと同一の試験体を用い、加煙器で発生させた煙により、直ちに作動すること。	
4.2(3)	火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する機能に支障がないことについて、別紙「Ⅲ. 自動閉鎖装置の耐熱性試験」により、自動閉鎖装置の機能に異常がないことが確認されていること。	「自動閉鎖装置の耐熱性試験」により、自動閉鎖装置の機能に異常がないことを確認した。
4.2(4)	閉鎖又は作動した場合に避難上及び防火上支障のない遮煙ができることについて、次によって確認されていること。	以下の技術的基準について確認した。

方法書項目	技術的基準	仕様の内容・評価
	<p>遮煙性は、別紙「V・風道以外に設ける防火設備の遮煙性試験」又はこれと同等の試験若しくは実験等によって、温度 20℃に換算した漏気量の全ての測定値が圧力差 19.6Pa の時 0.2m³ / (min・m²) 以下であること。但し、評価の対象とする防火設備(非常用エレベータの付室のうち、もっぱら排煙に用いられる部品を除く)が、高温時(200℃)に至るまでその性能を失わないことが、遮煙性試験又は他のこれと同等の試験もしくは実験等によって、予め、確認されている場合には、常温時の遮煙性の試験ないしは実験結果における漏気量の全ての測定値が圧力差 19.6Pa の時 0.2m³ / (min・m²) 以下であればよい。</p>	<p>① 遮炎性能については大臣認定を取得していることから常温時の遮煙性試験により、性能を確認している。</p> <p>② 圧力差19.6Pa時の漏気量： 試験を行い圧力差19.6Pa時の漏気量が0.2m³ / (min・m²) 以下であることを確認した。 尚、試験体により開口面積が大きい部分については、「試験体を上回るシャッター等における遮煙性能評価方法」に基づき、圧力差19.6Pa時の漏気量が0.2m³ / (min・m²) 以下であることを確認した。</p>
4.2(5)	<p>避難時の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動した状態で避難上支障がないように、以下のいずれかに該当していること。</p>	<p>以下の②について技術的基準について確認した。</p>
4.2(5)①	<p>直接手で開くことができ、かつ、その後自動的に閉鎖できる防火戸が含まれるものにあつては、その戸の開口寸法が幅 750mm 以上、高さ 1800mm 以上、かつ、戸の下端の床面からの高さが 15cm 以下で、別紙「IV. 防火設備の開閉力試験」による開き力の測定値が 50N 以下であること。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
4.2(5)②	<p>別紙「VII. 防火設備の避難者通過試験」において得られた、1 分間の通過可能人数が 70 人以上であり、避難者通過試験実施後も通過に供する部分及びその支持部分において遮煙性能を損なうような隙間が生じていないこと。ただし、通過に際して無理な姿勢をとることがなく、群集が殺到した場合でも通過が容易であるこ</p>	<p>別紙「VII. 防火設備の避難者通過試験」において得られた、1分間の通過可能人数が70人以上であることを確認した。また、別紙「IV. 防火設備の開閉力試験」による開き力の測定値が50N以下であることを確認した。</p>

方法書項目	技術的基準	仕様の内容・評価
	とが明らかでなくてはならない。また、別紙「IV. 防火設備の開閉力試験」による開き力の測定値が 50N 以下であること。	
4.2(6)	閉鎖又は作動をするに際して、当該防火設備（通行の用に供する部分に設けるものに限る）に挟まれ、又は衝突することにより、その周囲の人の生命又は身体に重大な危害が及びおそれがないものであることが次に掲げる基準によって確かめられたものであること。	以下の技術的基準について確認した。
4.2(6)①	別紙「VIII. 危害防止措置試験（圧迫荷重）」に規定する試験によって得られた圧迫荷重が 150N 以下であるか、又は、別紙「IX・危害防止措置試験（運動エネルギー）」に規定する試験によって得られた停止距離が 5cm 以内であり、その人の避難後に再び閉鎖又は作動をする構造であるもの。	「IX. 危害防止措置試験（運動エネルギー）」に規定する試験によって得られた停止距離が 5cm 以内であることが確認された。 また、危害防止装置作動後、人が避難すれば再び閉鎖又は作動することを確認した。
4.2(6)②	当該防火設備（周囲の人の接触した部分がその他の部分とは異なる動作をするものにあつては、当該周囲の人と接触する部分）の質量に閉鎖速度の二乗を乗じた数値が 20 以下となるものであること、又は、別紙「IX. 危害防止措置試験」によって得られた数値が 10J 以下となるものであること。	上述の停止距離に関する試験結果より、「IX. 危害防止措置試験（運動エネルギー）」に規定する試験によって得られた数値（運動エネルギー）は 10J を下回ることを確認した。

8. 4 評価

当法人が制定した方法書と申請者から提出された性能評価申請書が技術的基準に適合するものと評価した。

9. 申請者連絡先

会社名：○○○○○○○○

所在地：○○○○○○○○

電 話：○○○○○○○○

■参考資料

- ・参考資料には資料毎に1から順に番号をつけそれぞれの最初のページにインデックスページを挿入して下さい。
- ・参考資料毎にページ番号を附番して下さい。
- ・参考資料は両面印刷とし、各資料の最初のページが奇数ページとなるように（両面印刷の表側に来るように）して下さい。

参考資料一覧

(参考資料 1) 大臣認定書 (EA-●●●●)

(当該申請仕様について遮炎性能等の大臣認定を取得している場合は添付)

(参考資料 2) 遮煙性能試験報告書：(一財) 日本建築総合試験所

試験番号：●●●●

(参考資料 3) 試験体サイズを上回るシャッター等における遮煙性能評価方法

：(社) 日本シャッター・ドア協会

(参考資料 4) 遮煙性能の試験体面積より拡大評価式による計算結果：●●●株式会社

(参考資料 5) 開閉力試験報告書：(一財) 日本建築総合試験所

試験番号：●●●●

(参考資料 6) 避難者通過試験報告書：(一財) 日本建築総合試験所

試験番号：●●●●

(参考資料 7) 危害防止措置(運動エネルギー)試験報告書：(一財) 日本建築総合試験所

試験番号：●●●●

(参考資料 8) 作動試験報告書：(一財) 日本建築総合試験所

試験番号：●●●●

(参考資料 9) 自動閉鎖装置耐熱性試験報告書：(一財) 日本建築総合試験所

試験番号：●●●●

注意事項

- 1) 性能評価に必要な試験については、指定性能評価機関等の第三者機関が試験を実施したもの又はこれらの機関の職員が立会って試験を実施したものに限りません。
- 2) 性能評価の申請者名と試験成績書の依頼者名は一致させてください(連名申請の場合ご注意ください)
- 3) 性能評価のために必要な試験は、原則として申請の最大サイズで実施してください。

■関連資料

- ・会社パンフレット
- ・製品パンフレット
- ・その他、認定に必要な資料を添付して下さい。

<作成例>

